

## 令和2年度税制改正

### 法人課税

- 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産(事業年度内上限 300 万円)を令和 2 年 3 月 31 までの間に取得などして事業の用に供した場合、その取得価額に相当する金額(全額)を損金算入できる少額減価償却資産の損益算入の特例制度について、次のように適用範囲を縮小、適用期限が 2 年延長(令和 4 年 3 月 31 日まで)されます。

- ①対象法人から連結法人が除外されます。
- ②対象法人の常時使用する従業員の数の要件が 500 人以下(現行：1000 人以下)に引下げられます。

- 交際費等の損金不算入制度の延長

- ①接待飲食費の 50%の損金算入の特例
- ②年間 800 万円(定額控除限度額までの交際費等の損金算入の特例)  
上記のいずれかを選択しての適用期限が 2 年延長(令和 4 年 3 月 31 日まで)されます。

### 個人所得課税

- 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

昨今、問題となっている所有者不明土地の固定資産税の課税上問題を解決する目的で、以下の措置が講じられます。

- ①現所有者への申告義務化(令和 2 年 4 月 1 日以後の各市町村の条例施行以後)
- ②所有者が見つからない場合に使用者を所有者とみなし課税(令和 3 年度以後の年度分)

- 寡婦(寡夫)控除等見直し

日本に住んでいる未婚のひとり親で、以下の条件を満たす場合はその年分の総所得金額から 35 万円を控除します。

- ①その人と生計を一にする子があること。ただしその子の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であること。

- ②その人の合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ③次に掲げる 1, 2 のいずれかを満たすこと。(つまり事実上配偶者がいない。)
  - 1 その人が住民票に世帯主と記載されている場合に、その人と同一の世帯に属する人に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻または未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。
  - 2 その人が住民票に世帯主と記載されていない場合に、その人の住民票に世帯主の続柄として同一の世帯に属する人に係る住民票に世帯主と続柄として未届の妻または未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

※一部抜粋

※ご不明な点についてはお問い合わせください。